医福第２２２号

令和６年５月１４日

各障害福祉サービス事業所　管理者　様

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

令和６年度重度障がい児者に対する喀痰吸引等特定行為実施人材

育成研修の開催について

平素は本県の障がい児者医療行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）の一部改正により、介護職員等であっても、一定の研修を受けることで喀痰吸引等の行為を実施することができるようになりましたが、重度障がい児者に対してこうした行為を行うことができる介護職員は未だ不足しています。

そこで県では、喀痰吸引等研修（第３号研修・特定の者対象）の登録研修機関である公益財団法人介護労働安定センター岐阜支部を実施機関として、平成２７年度から喀痰吸引等研修の基本研修を無料で実施しています。令和６年度も下記のとおり実施しますので、受講希望者への周知、ご応募の取りまとめにつきご検討のほどよろしくお願いします。

記

【内容】　喀痰吸引等研修（第３号・特定の者）における基本研修

　　　　　 （実地研修については、本研修の対象外です。）

【日程】　令和６年７月から令和７年１月までの間に、県内各地域において２日間の研

修を計５回開催。詳細は別紙開催スケジュール表をご覧ください。

【対象】　障害福祉サービス事業所等に勤務している介護職員等のうち、特定の者に対

して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者

【定員】　岐阜会場３０名、それ以外の会場２０名（定員を超える申込みがあった場合は、選考を行います。受講の可否については、改めてご連絡します。）

【募集回】　前期２回分（令和６年７月～８月実施）

　　　　　　 ※後期３回分については、別途募集します（募集時期は８～９月を予定）。

【受講料】　無料

【申込み】　別紙開催スケジュール表を参照のうえ、次の「申込みフォーム」にてお申込みください。「申込みフォーム」でのお申込みが出来ない場合は、申込書を郵送、ＦＡＸまたはメールにより、医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係へ送付し、お申込みください。

申込みフォーム

<https://logoform.jp/f/M74nG>　または右の二次元コード

※申込書のダウンロード及び喀痰吸引等研修の制度については、岐阜県公式

ホームページの医療福祉連携推進課のページをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/71472.html>

または右の二次元コード

【応募締切】　令和６年６月１４日（金）

【留意事項】　※介護職員等による喀痰吸引等研修（第３号・特定の者対象）は基本研修を

受講後、実地研修を受講することで修了となります。本研修を修了後、実地研修を受講される方は、喀痰吸引等研修登録研修機関にて別途実地研修の受講をお申込みください。

※受講決定後のキャンセルは、原則認めませんので、確実に受講ができる方のみお申込みください。

※受講回は第２希望まで記載できますが、確実に受講が可能な回のみ記載してください。

※同一所在地で複数の障害福祉サービスの指定を受けている事業所であって

も、今回のご案内は一事業所のみに送付させていただいておりますので、必要に応じて、他の障害福祉サービス職員の方にもご周知ください。

|  |
| --- |
| 岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係 |
| 係　長 | 山脇 | 担　当 | 藤枝 |
| 住所：〒500-8570　岐阜市薮田南2-1-1TEL：058-272-1111(内線3284)　FAX：058-278-2871E-mail：fujieda-maki@pref.gifu.lg.jp |